

みやぎ環境教育支援プログラム活用講座事業実施要領

1 趣旨

地域の資源を生かした環境教育体験活動を通じ、環境問題に対し、自ら考え、理解し、解決する能力を身につけた人材を育成するため、県内の小学校において、主に学校外で開催する環境教育支援プログラムを実施するもの。

2 実施対象

県内の小学校とする。

3 実施回数

原則として年間数校程度で、1回ずつ実施するものとする。

4 講座内容

主にNPO等の団体が実施している環境教育に資する体験プログラムをまとめた「みやぎ環境教育支援プログラム集」に掲載されているプログラム（以下「プログラム」という。）とする。

5 会場

各プログラムに掲載している場所で行う。

6 申込方法

実施希望校は、利用申込書（様式第1号）により、別途定める期日までに環境政策課に申し込むものとする。

7 実施決定

県は実施申込があった場合は、プログラムの実施団体に確認した上、実施の可否を決定し、実施希望校に文書で通知するものとする。

8 実施結果報告

プログラムを実施した小学校は、プログラム終了後14日以内に、実施結果報告書（様式第2号）を環境政策課に提出するものとする。

9 プログラム実施経費

本プログラムを実施するための経費は以下のとおりとする。

経費区分	内容
謝金	1 プログラム実施時 ・プログラムの主たる実施者 8 千円／時間 ・プログラムの補助者 1 千円／時間 2 プログラム準備時 ・プログラムの主たる実施者 4 千円／時間 ・プログラムの補助者 なし
旅費	プログラムの実施者等の交通費 (職員等の旅費支給規則(宮城県規則第 75 号)を 準用した額)
使用料	児童・教員等がプログラムに参加するための交 通手段の借上げ等に要する費用 例) 貸切バス使用料(高速道路使用料を含む)
各種保険料	事業を実施するために必要な各種保険料 例) レクリエーション保険等

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 3 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算に係る当該事業に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業に適用するものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。